相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区井田二丁目二六番、最後の住所川崎市中原区井田二丁目二六番四五号　被相続人　亡　山本　進自

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十九日

川崎市川崎区東田町八番地パレール三一三

川崎総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　米積　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県東砺波郡城端町三五五番地、最後の住所富山県東砺波郡城端町理休二四七番地の一　特別養護老人ホームきらら

被相続人　亡　平野　ちよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十九日

富山県南砺市城端九六九番地五五

相続財産管理人　山下　康夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町大川一〇三八番地の一、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町大川一〇四五番地の九二

被相続人　亡　渋谷美恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十九日

静岡県下田市六丁目三六番三号ローポイプサ一一〇一

相続財産管理人　弁護士　山口　雅直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市天竜区熊一六八一番地、最後の住所静岡県磐田市壱貫地一六八番地六

被相続人　亡　杉浦正三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十九日

静岡県磐田市下本郷二六六一五八

相続財産管理人　森西　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市犬方町六一〇番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　増田　壽和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十九日

事務所滋賀県東近江市佐野町四〇三番地六

相続財産管理人　岡田　史枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市安浦町内海南一丁目二九〇一番地一三、最後の住所広島県呉市東中央三丁目四番三四一一〇一号

被相続人　亡　岡崎　修三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十九日

広島県呉市広古新開二丁目三番三号

相続財産管理人　小島　朗秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡久山町大字猪野一〇九八番地、最後の住所福岡市南区野多目二丁目二八番一号　被相続人　亡　田鍋　桂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十九日

福岡県筑紫野市二日市北八丁目五番二〇号、事務所福岡県筑紫野市二日市中央四丁目五番一五号

相続財産管理人　司法書士　福山　良弘

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十九日

佐賀県唐津市坊主町四四七番地七

相続財産管理人　弁護士　宮原　貞喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市鎮西町中野六二七三番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三崎　章子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年1月19日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ティーファス　②愛知県知事(2)19580　③代表取締役　山田康之　④愛知県名古屋市中区錦三丁目20番27号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市中区錦三丁目20番27号　株式会社ティーファス　代表取締役　山田康之

①株式会社ジェイ・エス・ビー東北　②国土交通大臣(2)7106　③代表取締役　諸橋篤史　④主たる事務所宮城県仙台市青葉区中央1丁目10番1号　廃止した従たる事務所秋田県秋田市中通7丁目1番2号　⑤500万円　⑥東北地方整備局長　⑦宮城県仙台市青葉区中央1丁目10番1号　株式会社ジェイ・エス・ビー東北　代表取締役　諸橋篤史

①三菱地所リアルエステートサービス株式会社　②国土交通大臣(1)1512　③代表取締役　柴垣譲　④東京都千代田区大手町二丁目2番1号、廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市西区みなとみらい2－2－1横浜ランドマークタワー15階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区大手町二丁目2番1号　三菱地所リアルエステートサービス株式会社　代表取締役　柴垣譲

①ららぽーとマネジメント株式会社　②国土交通大臣(1)7285　③代表取締役　安藤正　④東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区有楽町一丁目1番2号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号　ららぽーとマネジメント株式会社　代表取締役　安藤正

①有限会社アートハウス　②兵庫県知事(3)10546　③取締役　河村和樹　④神戸市中央区北長狭通1丁目2－6－3階　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦神戸市中央区北長狭通1丁目2－6－3階　有限会社アートハウス　取締役　河村和樹